

一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が同法第百二十四条第一項の規定により取得する同法第二条第一項第十号に規定する売却マンションの同項第十一号に規定する区分所有権又は同項第十六号に規定する敷地利用権の取得の登記

二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第四百四十条第一項に規定する分配金取得手続開始の登

記

三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第五百五十条第一項に規定する権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記

第七十七条の次に次の一条を加える。

(農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第七条第一号に規定する農地売買等事業により、政令で定める区域内において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許

税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十条第一項中「(平成二十五年法律第九十八号)」を削り、同項第四号中「次号」を「次号及び第六号」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十条の二の見出し中「認定経営基盤強化計画等」を「経営強化計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第五条第一項(同法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第十七条第一項(同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定又は同法第九条第一項(同法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第十九条第一項(同法附則第九条第三項の規定により適用される場合を含む。)の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

の間に同法第二条第一項に規定する金融機関等が提出した当該経営強化計画又は当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、当該登記について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十一条の二の規定の適用がある場合については、この限りでない。

第八十条の二第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「次号」を「次号及び第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得

千分の四

第八十条の二第一項に次の一号を加える。

八 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の

一

第八十条の二第二項を削る。

第八十一条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条の二 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中心市街地の活性化に関する法律第五十条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移

転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定の日から三年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

第八十二条を次のように改める。

(特定空港運營業に係る公共施設等運營業の設定登録の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十九条第二項に規定する空港運營業者が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する特定空港運營業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する

る法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

第八十二条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項中「認定（」の下に「国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。」を加え、「（同法第二十五条）を」（都市再生特別措置法第二十五条）に改め、同条第二項中「第十九条の十第二項の」を「第十九条の十第二項又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の」に改める。

第八十三条の二第三項第一号ハ中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十四条を次のように改める。

（新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税）

第八十四条 特定建設線（全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が、同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受け、当該特定建設線の工事实施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をする場合には、当該土地の所有権の移転若しくは地上権の設定の登記又は当該建物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得又は建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の二中「附則第二条第一項」を「（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八十四条の三第五項を削る。

第八十七条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「第二十三条」の下に「の規定」を加え、同項第二号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第八十八条の二第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項、第九十条の四第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項中「この条において「石油調製品等」を「この条及び次条第一項において「石油調製品等」」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非製品ガスに係る石油石炭税の還付）

第九十条の六の三 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業者（以下この条において「石油精製業者」という。）が、平成二十九年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場（同法第二十六条の規定による届出がされた製造場に限る。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において課税済みの原料（課税済みの原油等又は石油調製品等その他政令で定めるもので石油石炭税課税済みのものをいう。以下この条において同じ。）から非製品ガス（関税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二

○号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七一一・一二号に掲げるプロパン、同表第二七一一・一三号に掲げるブタンその他政令で定めるものの製造に伴い副次的に製造される同表第二七一一・二九号に掲げるその他のものであつて、販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を製造した場合には、政令で定めるところにより、その課税済みの原料から製造された非製品ガスにつき、当該課税済みの原料に係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油精製業者に（当該石油精製業者が、当該非製品ガスの原料となつた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油精製業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に）還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場であることその他の理由により、取締り上特に不相当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、課税済みの原料をそ

の他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

4 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油精製業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する非製品ガスで当該製造場において製造されたものの製造又は移出」と、国税通則法第七十条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「非製品ガス（租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガス」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「非製品ガス」と、同法第七

十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引」とあるのは「非製品ガスの製造」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油精製業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七第一項中「第九十条の六第一項」の下に「、第九十条の六の二第一項」を加え、同条第三項第七号中「前条第三項」を「第九十条の六の二第三項」に改める。

第九十条の八中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の八の二第一項中「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「（昭和二十九年法律第百八十九号）」を削り、「〔航空機〕という。）」の下に「又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」を加え、「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島」を「沖縄県の区域内」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「路線を除く」を「路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「第十一条」の下に「の規定」を加え、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一の三第一項中「平成二十四年五月一日以後」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間」に改め、「当分の間」を削り、同項第二号イ(1)及び(2)中「一万円」を「一八八〇円」に改め、同号イ(3)中「七千六〇〇円」を「七千八百〇〇円」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「五千円」を「五千四百円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「三千八百円」を「三千九百円」に改め、同条第二項中「前

項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十八年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規

定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2) 軽自動車 五千四百円

(3) 二輪の小型自動車 三千二百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車 (3)及び(4)に掲げる自動車を除く。)

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

(3) 軽自動車 二千七百円

(4) 二輪の小型自動車 千六百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万千四百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万千四百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万千四百円

(3) 軽自動車 八千二百円

(4) 二輪の小型自動車 四千六百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

- (1) 乗用自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）
 - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 五千七百円
 - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千七百円
- (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千七百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千七百円
- (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）
 - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千百円
 - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千百円
- (4) 軽自動車 四千百円
- (5) 二輪の小型自動車 二千三百円

第九十条の十二第一項第四号及び第五号中「掲げる自動車」を「掲げる検査自動車」に改め、同条第四

項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までに第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては」を加え、「とする」を「とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する」に改める。

第九十三条第一項第二号中「第八項」の下に「(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。)」を加え、「並びにこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合並びに同法」を「、同法」に、「を含む。)」を「並びに同法第四百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」及び地方税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項」に改め、同条第三項第二号中「第七十条の六第三十七項第三号」を「第七十条の六第三十八項第三号」に改め、同項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第五項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」を「第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の四第十七項並びに」を「第七十条の六の四第十七項、」に改め、「含む。)」の下に「並びに第七十条の七の五第十二項(第七十条の七の八第十二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十四条第二項中「第一百五十二条」を「第一百五十二条第三項」に改める。

第九十七条の二第二十五項中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の四第三十五項(第七十条の六第四十項)」を「第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項)」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第三十五項(第七十条の六第四十項)」を「第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項)」に、「第七十条の四第三十項(第七十条の六第四十一項)」を「第七十条の四第三十七項(第七十条の六第四十二項)」に改める。

(税理士法の一部改正)

第十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定めるものを除く。」の下に「第四十九条の二第二項第十号を除き、」を加え、同項第二号中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

第四条第四号及び第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないものの

第五条第一項第一号中「三年」を「二年」に改め、同項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「三年」を「二年」に改める。

第二十四条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に、「ついでに」を「就いて」に改め、同条第五号中「ふれる」を「触れる」に改め、同条第六号中「心身の故障により」を「次のイ又は口のいずれかに該当し、」に、「適正を欠く虞」を「その適正を欠くおそれ」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身に故障があるとき。

ロ 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

第二十四条第七号中「虞があり、」を「おそれがある者」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第二十四条第六号」の下に「（イに係る部分に限る。）」を加える。

第二十六条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項第四号中「第九号までの一に」を「第十号までのいずれかに」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十三条第五項中「第百五十一条」の下に「（地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第三十